



区民意見提出手続(パブリックコメント)

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに右記スケジュールのとおり公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

閲覧場所 計画(素案)の全文は、**区のホームページ(3~6面の二次元コード)**、担当課(右記参照)、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 9月28日(必着)

提出方法 ●区のホームページ(3~6面の二次元コード)から
●①計画の番号(1~4) ②ご意見・ご提案 ③住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ④氏名 ⑤法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記した書面を郵送(下記宛名用紙を使用可)、ファクシミリまたは持参で担当課(右記参照)へ
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、担当課(右記参照)へご相談ください。

スケジュール(予定)・担当課

スケジュール	9月	素案の公表 意見募集(9月28日まで)
	6年2月	素案に対する意見の公表 案の公表
	3月	計画の策定

担当課

1世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案)
担当=保健福祉政策課 ☎5432-2914 ☎5432-3017

2第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
担当=高齢福祉課 ☎5432-2768 ☎5432-3085

3(仮称)せたがやインクルージョンプラン
-世田谷区障害施策推進計画-(素案)
担当=障害施策推進課 ☎5432-2958 ☎5432-3021

4健康せたがやプラン(第三次)(素案)
担当=世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2354 ☎5432-3022

1 世田谷区地域保健医療福祉総合計画(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認
3188
差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

1 5 4 - 8 7 6 6
188
定形郵便物
(受取人)
番27号
【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

1
住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

2 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認
3189
差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

1 5 4 - 8 7 6 6
189
定形郵便物
(受取人)
番27号
【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

2
住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

3 (仮称)せたがやインクルージョンプラン-世田谷区障害施策推進計画-(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認
3190
差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

1 5 4 - 8 7 6 6
190
定形郵便物
(受取人)
番27号
【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

3
住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

4 健康せたがやプラン(第三次)(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認
3191
差出有効期間
2023年
9月29日まで
(切手不要)

1 5 4 - 8 7 9 0
191
定形郵便物
(受取人)
番1号
【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

4
住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/